

(株)サザンウインドインターナショナル 正会員 ○吉田 恵子
立命館大学大学院 学生会員 駒 淳志
立命館大学理工学部 正会員 村橋 正武

1、はじめに

わが国では、自由時間の増大や経済的豊かさから、住民の生活に対する価値観が物と共に心の豊かさを求める方向へ変化し、同時に身近な環境等への関心が高まっている。また、社会は地方分権化の道を進みつつある。このような背景から、住民の参加によるまちづくりが増えているが、住民参加型まちづくりは各地域ごとに様々な手法で実施されているが、体系だった手法は未だ確立されていない。

そこで本研究では、これからの住民参加型まちづくり手法として、住民が組織的活動を行う協議会活動を中心とした手法を中心に、事例研究を通じて協議会手法の有効性を示すとともに、行政・中間セクター・住民の各主体の役割分担・相互関係を明確にすることを目的とする。

2、住民参加型まちづくりと各主体別役割のあり方

一般に「まちづくり」の概念は広義には民生・福祉サービス・経済活動の仕組みづくり等も含まれるが、本研究では都市計画・都市開発の領域で、日常生活に直接関わるエリア（小学校区等）を対象とする狭義の「まちづくり」での主体的な住民参加手法、かつまちづくりの初期・計画段階から事業実施までを対象とする。

このような地区レベルのまちづくりに関しては、住民の代表が集まって協議し、まち全体の意向をまとめる協議会を用いた手法が有効である。そこで、住民参加型まちづくりの要件として、人材・技術（情報公開・協議・合意形成）・体制／制度（条例・協議会制度）・財源（公益信託）を取上げ、各主体の役割（表-1）を踏まえて、この手法によるまちづくり推進の概念図を図-1に示す。

表-1 各主体の役割

行政	整備主体 計画決定権者・社会的条件整備・財政支援
住民（協議会）	まちづくり推進主体
中間セクター	総合支援窓口
専門家	コーディネーター・議論の進行 調停・アドバイザー

3、神戸市・真野地区の事例による検証

神戸市・真野地区の事例を用いてまちづくり手法を検証する。

（1）真野地区の概要

キーワード：住民参加、協議会、まちづくり手法

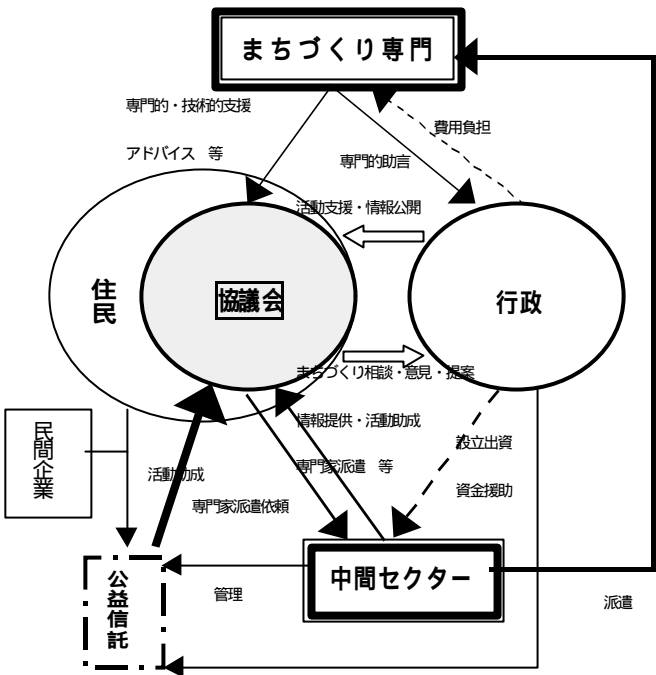


図-1 協議会を用いたまちづくり手法の概念図

真野地区は神戸市都心から約5km西の長田区に位置する約39haの区域からなり、真野小学校区にほぼ一致する。この区域は準工業・工業の用途地域からなり、工場、住宅に若干の店舗が混在している。地区の人口は、近年のインナーシティの空洞化に伴って減少し、高齢化も著しい。また、戦前の長屋密集街区が残り、老朽化も進んでいる木造密集市街地である。真野地区では、昭和30年後半から公害問題が発生し、公害追放運動が緑化運動・福祉活動へ発展し現在の活発なまちづくり活動の基盤を作った。同地区の住民協議会「真野地区まちづくり推進会」は1980年に発足し、82年に市の条例により認定され活動を高め、同年11月に地区計画が決定されている。また95年1月の阪神淡路大震災では、平常時からのまちづくり活動を母体として発災直後からもまちの復旧・復興に取組み、他の地区に見られない成果を挙げている。

（2）まちづくりの特徴と課題

真野地区は住民参加型まちづくりとしては先駆的であり、阪神淡路大震災においても、まちづくり活動を通じ

て培われた人間関係や住民と行政間の信頼関係、まちづくりの知識の蓄積から、発災直後から精力的な復旧・復興の取組みを行っている。

しかしながら、今後の住民参加型まちづくりに向けた課題もみられる。第一に「人材」の育成である。協議会メンバーとして積極的活動を行う人が限られ、高齢である上、3分の2以上が交代なく活動している。今後はより若年層が活動し、世代交代を経た継続的なまちづくりが望まれる。第二に協議会を通した合意形成ルールを決めておくことである。地域住民すべての賛同は実質的に困難であるが、円滑に活動するためには意見を集約し、決定するルールをあらかじめ作成しておく必要がある。

(3) 事例による検証

図-1のまちづくり手法を検証した結果、以下の点が明らかになった。

具体的にまちづくりを進めるには、地区住民の意見を取りまとめることが重要であり、意見を集約する手法として協議会が有効である。

協議会は、()計画から事業に亘り権利・利害関係を有する人が全て参加していること、()計画策定段階から協議会を設立し活動を開始していること、()協議会の活動内容を詳細に地域住民に提示していること、()条例で「協議会」が位置づけられ、活動の性格が明確であることの4点を満たしていることでより活動が円滑に運営されている。

協議会活動を通じて住民のまちづくりの意識が醸成されている。

地区住民すべてに参加機会が保障されているものの、全員の賛否を問うことは不可能なので、消極的賛成をもって決定する方式を持っていることは時間短縮の面で有効である。

行政は財政的支援・ものづくり支援等、後方からの「支援」のスタンスを常に堅持していることが有効である。まちづくりの専門的立場からの支援として、地域に根ざした活動を行う専門家の派遣が有効である。

中間セクターとして「こうべまちづくりセンター」が設置されており、()住民のまちづくりへの支援(助成・専門家派遣・相談窓口)()人材育成、()情報収集・提供等を担うことが行政の負担を軽減し、住民参加型まちづくりを推進する上で有効である。

住民や協議会の自由意志で用いることのできる財源を

確保しておくことは活動を活発にする上で有効である。

4、協議会を用いた住民参加型まちづくりのあり方

事例を通して今後、効果的なまちづくりを推進するため、協議会を用いた住民参加型まちづくりを実践する場合の条件として以下6点が挙げられる。

“協働”の精神の醸成(情報共有・対等性・相互理解)

協議会の設立と活動ルールの確立

行政と協議会の役割の明確化

専門家によるまちづくり支援制度の整備

第三者的総合支援窓口となる中間セクターの設立

住民の主体的参加と、都市政策の総合化・体系化を図る条例の制定(まちづくり促進触媒)

協働とは意志を持った複数の主体が共通目的を達成するために互いに心・力を合わせて助け合う概念である。これは情報の共有を通して対等性の確保・相互理解が育まれ、住民参加型まちづくりにおいては、住民と行政、住民同士の間でこの精神が醸成されることが必須の条件である。次に協議会運営上の問題を軽減するために活動の目的やメンバーの資格、役員の役割・意志決定方法(少数意見の扱い方)行政との調整方法等を事前に取り決めておく必要がある。行政は住民の自主活動を前提に後方支援のスタンスのもとに、制度づくり、調査・研修、基盤整備、資金助成等の協働・支援措置等を担い、協議会は調査・計画案の作成、事業実施に際しての住民の意向集約と合意形成を担うよう役割を明確化することである。また、当事者である住民と行政のまちづくりを第三者としてサポートする専門家や中間セクターを社会的に位置づけていくべきである。

条例は、住民参加の促進、政策の総合化・体系化等を目的とするものであれば住民参加型まちづくりの促進触媒として期待できる。当初は条例を制定する場合は規制をかける根拠法となる法律を持たせずに任意の誘導型ルールとして各主体の役割の位置づけを行う内容が望ましい。そしてまちづくりの実績が積み重ねられれば現行法制度と連動して真に実行性あるまちづくりの仕組みをビルトインさせることが良いと考える。

5、おわりに

本研究では協議会手法を用いた住民参加型まちづくり手法の要件や各主体の役割を事例の検証を通して示した。

今後は協議会手法のプロセス及び合意形成についての検討や現行制度との関係について検討する必要がある。